○総務省告示第百四十四号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（基準額）

第一条　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額は、施設の種類ごとに、次の表のとおりとする。

区分		施設の種類		基準額（単位千円）
消防用自動車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	ＣＤ－Ⅱ型	［略］
			ＣＤ－Ⅰ型	［略］
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	Ⅱ型	［略］
			Ⅰ－Ｂ型	［略］
			Ⅰ－Ａ型	［略］
		災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	Ⅴ型	［略］
			Ⅳ型	［略］
			Ⅲ型	［略］
			Ⅱ型	［略］
			Ⅰ型	［略］
			大Ⅱ型	［略］
			大Ⅰ型	［略］
	救助工作車	救助工作車	Ⅳ型	［略］
			Ⅲ型	［略］
			Ⅱ型	［略］
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車		［略］
		災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級	［略］
			30m級	［略］
			24m級	［略］
			18m級	［略］
			15m級	［略］
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		［略］

改正前

（基準額）

第一条　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額は、施設の種類ごとに、次の表のとおりとする。

区分		施設の種類		基準額（単位千円）
消防用自動車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	ＣＤ－Ⅱ型	［同左］
			ＣＤ－Ⅰ型	［同左］
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	Ⅱ型	［同左］
			Ⅰ－Ｂ型	［同左］
			Ⅰ－Ａ型	［同左］
		災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	Ⅴ型	［同左］
			Ⅳ型	［同左］
			Ⅲ型	［同左］
			Ⅱ型	［同左］
			Ⅰ型	［同左］
			大Ⅱ型	［同左］
			大Ⅰ型	［同左］
	救助工作車	救助工作車	Ⅳ型	［同左］
			Ⅲ型	［同左］
			Ⅱ型	［同左］
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車		［同左］
		災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級	［同左］
			30m級	［同左］
			24m級	［同左］
			18m級	［同左］
			15m級	［同左］
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		［同左］